

奈良先端科学技術大学院大学電子ラボノートコンソーシアム実施要領

令和8年7月28日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良先端科学技術大学院大学A R W I T推進センターの運営に関する規程（令和7年規程第4号）第4条第2項第4号に規定する業務を推進するため、奈良先端科学技術大学院大学A R W I T推進センター（以下「C A R P」という。）が組織し、及び運営する電子ラボノートコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、電子ラボノートの全国的な普及及び利活用の促進に向け、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）と民間企業、研究機関その他の関係機関が連携し、それぞれの知見及び技術を活かした共創を通じて、電子ラボノートの導入促進及び運用に関する知識の共有並びに人材の育成等を推進することを目的とする。

(本コンソーシアムの名称)

第3条 本コンソーシアムの名称は、「N A I S T電子ラボノートコンソーシアム」とする。

(活動内容)

第4条 本コンソーシアムは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本コンソーシアムの会員（以下「会員」という。）間の知識及び情報の交換
- (2) 会員間の人材の交流及び育成
- (3) 電子ラボノートの導入及び利活用の促進に関する活動
- (4) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員資格)

第5条 会員は、本コンソーシアムへの入会手続を行い、第16条の運営委員会が承認した団体（別表において「団体会員」という。）又は大学等に所属する研究者若しくは有識者（別表において「個人会員」という。）とする。

(義務)

第6条 会員は、この要領及び第16条の運営委員会の議決を遵守しなければならない。

(入会)

第7条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、あらかじめ、入会申込書（別紙様式第1号）を本コンソーシアムに提出し、第16条の運営委員会の承認を得て会員となることができる。

2 本コンソーシアムへの入会に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

（1）本コンソーシアムの目的に賛同し、この要領を遵守すること。

（2）その他入会を認めることが不適當であると本コンソーシアムが認める者でないこと。

3 会員期間は、第16条の運営委員会が承認した入会日から始まり、当該入会日の属する第19条の会計年度の3月31日までとする。

4 会員から本コンソーシアムに会員期間の満了前に第10条に定める退会の届出がないときは、同一条件で更に1年間会員期間は継続し、以後も同様とする。

（会員種別等）

第8条 会員の種別、特典及び会費は、別表のとおりとする。

2 会員は、団体名、所在地、代表者氏名その他会員に関する情報に変更があった場合は、速やかに、その旨を本コンソーシアムに届け出るものとする。

（会費）

第9条 会員は、第19条に定める会計年度において、別表に定める会費を支払うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、特に必要があると認める場合は、第12条第2項の会長は第16条の運営委員会の承認を経て、会費の一部又は全部を免除することができる。

3 会員は、本学の発行する請求書により、会費を所定の期間内に納付しなければならない。

4 本学は、会費のうち、20パーセントに相当する額を本学の教育研究環境の整備充実等に要する経費（第19条において「共通経費」という。）として受け入れることを基本とする。

5 本学は、原則として納付された会費は返還しない。

（退会）

第10条 会員は、退会届出書（別紙様式第2号）を本コンソーシアムに提出することにより、随時本コンソーシアムから退会することができる。

（除名）

第11条 本コンソーシアムは、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると第16条の運営委員会が認めた場合は、本コンソーシアムから除名することができる。

（1）本コンソーシアムの名誉を著しく毀損する行為又は会員としての品位を損なう行為があったとき。

- (2) この要領に違反したとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下この号において「反社会的勢力」という。）であるとき、又は反社会的勢力と特定のある関係があるとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- (5) その他会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(役員)

- 第12条 本コンソーシアムに、役員として、会長1名及び副会長若干名を置く。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表して会務を総理するものとし、CARPに所属する本学の教職員のうちから、ARWIT推進センター長（次項において「センター長」という。）が指名する。
 - 3 副会長は、会長を補佐するものとし、CARPに所属する本学の教職員のうちから、センター長が指名する。
 - 4 副会長を複数名置く場合は、そのうち1名を筆頭副会長とし、センター長が指名する。
 - 5 筆頭副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 6 役員の任期は2年を基本とし、再任されることができる。

(顧問)

- 第13条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの運営に関する重要事項について指導及び助言を行う顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本コンソーシアムの運営に関し必要な知識及び経験並びに優れた学識を有する者のうちから、第16条の運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は1年を基本とし、再任されることができる。

(アドバイザー)

- 第14条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの活動に関する指導及び助言を行うアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、本コンソーシアムの活動に関し必要な知識及び経験を有する者のうちから、第16条の運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーの任期は1年を基本とし、再任されることができる。

(運営委員)

- 第15条 本コンソーシアムに、適正かつ円滑に本コンソーシアムを運営するため、若干名の運営委員を置く。
- 2 運営委員は、CARPに所属する者をはじめとする本学の教職員のうちか

ら、第16条の運営委員会の承認を得て、会長が選任する。

3 運営委員の任期は2年を基本とし、再任されることができる。

4 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 会長は、運営委員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると第16条の運営委員会が認めた場合は、運営委員を解任することができる。この場合において、第16条の運営委員会は、あらかじめ、当該運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等のため職務の遂行に堪えないとき。

(2) その他運営委員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

(運営委員会)

第16条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの重要事項について議決する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 会員の入会及び除名に関する事項

(2) 事業の計画及び報告に関する事項

(3) 収支の予算及び決算に関する事項

(4) 顧問の選任に関する事項

(5) アドバイザーの選任に関する事項

(6) 運営委員の選任及び解任に関する事項

(7) 専門委員会の設置、廃止及び変更に関する事項

(8) この要領の改廃に関する事項

(9) その他運営委員会が必要と認めた重要事項

3 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 運営委員

4 運営委員会に議長を置き、会長をもって充てる。

5 議長は、運営委員会を主宰する。

6 議長が必要と認めたときは、第3項に定める構成員以外の者を出席させることができる。

7 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

8 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 議長は、特に必要があると認める場合は、書面又は電磁的方法（電子メールを含む。以下この項において同じ。）によって議決することができる。この場合においては、書面又は電磁的方法による意思表示を第6項の出席とみなす。

(専門委員会)

第17条 本コンソーシアムに、特定の事案ごとに専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に委員長を置き、運営委員のうちから会長が選任する。

3 委員長は、専門委員会を主宰する。

4 専門委員会は、会員又は本学の教職員若しくは学生のうちから専門委員会ごとに委員長が選任する者で構成する。

5 専門委員会の議事その他専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会ごとに別に定める。

6 専門委員会を設置し、廃止し、又は変更する場合は、運営委員会の承認を得るものとする。

(報告会)

第18条 本コンソーシアムは、会員を対象に、本コンソーシアムの活動内容及び成果に関する報告会を年1回以上開催する。

(会計)

第19条 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本コンソーシアムの会費(共通経費を除く。)による収入は、本コンソーシアムの運営によって実現したもののみを当該収入のあった会計年度の収益として計上し、これ以外のものは、翌会計年度に繰り越して使用することができる。

(責任範囲)

第20条 会員間における情報交換、取引及び契約等は、会員が自己の名義及び計算で行うものとし、本学は何らの保証又は責任を負わない。

2 会員による法令若しくは公序良俗に反する行為又は第三者の権利侵害が会員の責に帰すべき事由により発生したときは、会員がその責任において一切を処理する。

(著作権)

第21条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに作成した著作物の著作権に関する取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員が単独で作成した著作物の著作権 原則として当該会員に帰属する。

(2) 会員間又は会員並びに本学の教職員及び学生が共同で作成した著作物の著作権 当該作成者間での共有とする。

2 前項の定めにかかわらず、本コンソーシアム及び会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアムの活動及びその公開に必要な範囲において、前項に定める著作物を無償で使用するができ、前項の著作物の著作者は、著作者人格権を行使しない。

3 第1項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれているときは、当該著

作物の作成者は、本コンソーシアム及び会員並びに本学の教職員及び学生による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

4 一又は複数の会員が、単独で、又は共同して、本コンソーシアムの活動の範囲外で行う行為については、この条の定めは適用しない。

(知的財産権等)

第22条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた発明、考案又は意匠（以下この条において「発明等」という。）に係る権利（以下この条において「知的財産権等」という。）の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員が単独で成した知的財産権等 原則として当該発明等を成した当該会員に帰属する。
- (2) 会員間又は会員並びに本学の教職員及び学生が共同で成した知的財産権等 当該発明等を成した者間での共有とし、その持分割合及び出願手続等については共有者間で協議して定める。

(秘密の保持)

第23条 会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアム活動の過程において、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報であって、次の各号のいずれかに該当するもの（次項において「秘密情報」という。）を本コンソーシアムの活動以外の目的に使用してはならない。

- (1) 「秘」等秘密である旨の表示を付した図面、技術資料等文書又は電子媒体により開示される情報
 - (2) 口頭で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に開示内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書で提供された情報
 - (3) 試料、サンプルその他物で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に当該物を特定できる内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書が提供された当該物に係る情報
- 2 会員並びに本学の教職員及び学生は、秘密情報を開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発し、又は取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(個人情報の取扱い)

第24条 会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアムの活動の過程において委託又は提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等のもと、委託又は提供をした者が定めた目的の範囲内で利用するものとし、第三者に提供し、開示し、漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。会員が、会員資格を失った後においても同様とする。

(権利譲渡の禁止)

第25条 会員は、本学の書面による事前の承認を得ることなく、会員として有する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡する、担保に供する等一切の処分をしてはならない。

(要領の改廃)

第26条 この要領を改廃しようとするときは、運営委員会の承認を得て、学長が決定する。

(雑則)

第27条 この要領に定めるもののほか、本コンソーシアムの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

会員の種別、特典及び会費

種別	特典	会費（年額） （消費税を除く。）
団体会員	本コンソーシアムが行う各種セミナー等の無料参加	100,000円
個人会員	本コンソーシアムが行う各種セミナー等の無料参加	10,000円

(元号) 年 月 日

入 会 申 込 書

記

- ※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、提供された個人情報は、本コンソーシアムの活動及び本学が行う各種関連イベ

ントの案内のために使用し、当該目的以外には使用しません。

別紙様式第2号（第10条関係）

（元号） 年 月 日

電子ラボノートコンソーシアム 御中

退 会 届 出 書

（届出者）

団体名

所在地

役職・氏名

奈良先端科学技術大学院大学電子ラボノートコンソーシアム実施要領の定めに基づき、
下記のとおり退会を届け出ます。

記

1. 会員種別 ☐ 団体会員 ☐ 個人会員
2. 会員情報 (1) 団体名
 (2) 所在地
 (3) 代表者役職・氏名
3. 担当者情報 (1) 所属・役職
 (2) 氏名
 (3) 連絡先
 (E-mail、電話番号)
4. 退会日 ☐ 退会届出日
 ☐ 退会届出日の属する会計年度の3月31日

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、提供された個人情報は、本コンソーシアムの活動及び本学が行う各種関連イベントの案内のために使用し、当該目的以外には使用しません。